ヒラヤマニュース
HIRAYAMA News
9
Sept. 2017
Thinking Future Together...
Vol. 67

「新ガイドライン」で過労死防止の指導・監督を強化

厚生労働省は今秋、長時間労働の是正と過労死防止に向けた指導・監督を本格化させます。２０１４年に「長時間労働削減推進本部」を設置して以降、総合的な取り組みを進めていますが、今年１月、新たに「企業（使用者）向けの労働時間の適正把握に関するガイドライン」を策定。周知から半年が経過したことを踏まえ、新ガイドラインに沿った指導を強化します。７月号の『HIRAYAMA NEWS』では、政府が２０１９年度の施行を目指して９月末の臨時国会に提出する「罰則付き残業時間規制」などを盛り込んだ「働き方改革関連法案」について詳報しておりますが、それとは別な視点の最新動向として、いま企業が留意すべき労働時間関係の要所をお伝えします。

企業にとって重要となる「新ガイドライン」の正式名は、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」と言います。労働時間に関する趣旨や適用範囲、労働時間の考え方などを体系的に整理したもので、使用者が実施すべき「基本事項」となります。

長時間労働を主要因とする過労死防止に社会的な関心が集まる中、法改正を待たずに現行の労働基準法などの範囲内で可能な対策に乗り出したもので、「法規制の執行強化」や「現行法の厳格適用」とも呼ばれる対応です。

新ガイドラインのポイントを説明すると、

【趣旨】労働基準法では、労働時間、休日、深夜残業等について規定を設けており、使用者は労働時間を適切に管理しなければならない、と明記。つまり、大前提として企業に労働時間を適正に把握する責務があることを明示しています。

また、法定労働時間は「１日８時間、１週４０時間」と定めているため、これ以上長く残業をさせる場合は「労働者代表との間で３６協定を締結したうえで、協定の上限時間内で残業を命令し、残業代を支払わなければならないという基本がある」、としたうえで「現実にはこの基本が守られていない、あるいは把握していない使用者がおり、ガイドラインで改めて明確にした」と強調しています。

【適用範囲】「すべての働く人に適用される」との考えに立っています。例外としては、経営者など明確に立場が管理側にある場合や、業務請負の個人事業主など、現行法において労働基準法で保護される対象にない人だけです。

【労働時間の考え方】使用者の指揮命令下に置かれている時間のこと。使用者の明示または黙示の指示によって労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たるとしています。

【使用者が講ずべき措置】使用者に対して、労働者の労働日ごとの「始業・終業時刻」を確認し、適正に記録することが記されています。

「過労死等ゼロ」緊急対策に伴う変更点

上記の「新ガイドライン」は、２０１６年１２月に厚生労働大臣が発表した「『過労死等ゼロ』緊急対策」に基づいて策定されています。この緊急対策は（１）違法な長時間労働を許さない取組の強化、（２）メンタルヘルス・パワハラ防止対策のための取組の強化、（３）社会全体で過労死等ゼロを目指す取組の強化―の３本柱で構成されています。

従来までの指導・監督の主な変更点を３つ挙げると、

①違法な長時間労働が複数の事業場であった場合、従来の事業場ごとの指導に加えて、本社の企業幹部に対する指導・立ち入り調査も行う。

②２０１５年春に導入している、是正指導段階での企業名公表制度の対象となる企業要件を拡大。違法な長時間労働の要件を「従来の月１００時間超から月８０時間超とし、過労死等・過労自殺等で労災支給決定した場合も対象」とする。

③最低賃金の履行を重点とする監督の機会に、３６協定（時間外・休日労働に関する協定届）未締結事業場に対する指導を徹底する。

となっています。

秋の臨時国会では、２０１９年施行を目指した長時間労働是正などに関する法案審議が注目を集めますが、現行法の厳格適用で今年から変更・実施されている長時間労働是正に関する動きを把握しておくことも重要です。

厚労相に加藤氏、労働担当の副大臣は牧原氏

安倍晋三首相は８月、内閣改造を行い、第３次安倍第３次改造内閣を発足させました。厚生労働相には、「一億総活躍担当相」兼「働き方改革担当相」を務めた加藤勝信氏を内閣にとどめてスライド（横滑り）させました。「働き方改革担当相」は留任して兼務という形をとり、政府は労働基準法改正案や、同一労働同一賃金導入に関する法整備の成立を目指します。

加藤氏は、東大卒業後、大蔵省（現財務省）に入省。０３年に比例中国ブロックで衆院初当選。現在は小選挙区で当選５回（岡山５区）。党厚生労働部会部会長、内閣官房副長官、内閣人事局長などを歴任しています。厚労相に就任する直前まで、「一億総活躍担当相」兼「働き方改革担当相」を務め、政府の働き方改革実現会議の「実行計画」（３月２８日）の策定をけん引してきました。今度は厚労相兼「働き方改革担当相」として、実現会議が提案した内容を法案に具体化し、国会審議に臨みます。

また、主に労働分野を担当する副大臣には牧原秀樹氏、政務官には田畑裕明氏が就きました。

取材・文責　株式会社アドバンスニュース

製造請負優良適正事業者 第 2010001(02) 号
平成 25 年度厚生労働省受託事業
請負事業適正化・雇用管理改善推進事業
製造請負優良適正事業者認定制度

株式会社 平山　TEL:03-5783-3571（代）http://www.hirayamastaff.co.jp
東京本社：〒108-0075 東京都港区港南 1-8-40　A-PLACE 品川６階

Thinking future together HIRAYAMA